

中央環境審議会地球環境部会中長期の気候変動対策検討小委員会・
産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会
地球温暖化対策検討ワーキンググループ（合同会合）
の開催について

1. 開催の趣旨

我が国は、2015年7月に「2030年度に2013年度比26.0%減（2005年度25.4%減）の水準（約10億4,200万t-CO₂）にする」との目標を掲げた日本の「約束草案」を地球温暖化対策推進本部で決定し、国連に提出した。そして、同年12月のCOP21において「パリ協定」が採択された。こうしたことを踏まえ、2016年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定した。また2019年6月には、今世紀後半のできるだけ早期に「脱炭素社会」の実現を目指すとの長期のビジョンを掲げた「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定した。

地球温暖化対策の推進に関する法律第9条においては、「政府は、少なくとも3年ごとに、我が国における温室効果ガスの排出及び吸収の量の状況その他の事情を勘案して、地球温暖化対策計画に定められた目標及び施策について検討を加え」、「検討の結果に基づき、必要があると認めるときは、速やかに、地球温暖化対策計画を変更しなければならない」等と規定されている。

また、2020年3月に国連に提出した「日本のNDC（国が決定する貢献）」では、

- ・ 我が国は、約束草案で掲げた目標を確実に達成することを目指す
- ・ この水準にとどまることなく、中期・長期の両面で温室効果ガスの更なる削減努力を追求していく
- ・ これに基づき、地球温暖化対策計画の見直しに着手し、パリ協定及び関連するCMA決定に基づき、明確性、透明性及び理解のために必要な情報を、計画の見直しの後に提出する
- ・ 削減目標の検討は、エネルギーミックスの改定と整合的に、温室効果ガス全体に関する対策・施策を積み上げ、更なる野心的な削減努力を反映した意欲的な数値を目指し、次回のパリ協定上の5年ごとの提出期限を待つことなく実施するとともに、提出期限に伴うNDCの提出は、直近のエネルギーミックスに整合したNDCを提出するものとする

としている。

さらに、2020年4月に我が国で新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発出されるなど、同感染症が国内外の経済社会活動に大きな影響を与えており、こうした変化も捉えながら、今後の気候変動対策を検討していく必要がある。

以上を踏まえ、長期のビジョンを見据えつつ、地球温暖化対策計画の見直しを含めた我が国の気候変動対策について、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において審議を進めることにする。

2. 開催の形式

中央環境審議会及び産業構造審議会の下に、「中央環境審議会地球環境部会中長期の気候変動対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会地球温暖化対策検討ワーキンググループ合同会合」（以下「合同専門家会合」という。）を設置し、専門的審議を行う。

3. 審議内容の公開

合同専門家会合は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、中長期の気候変動対策検討小委員会委員長及び地球温暖化対策検討ワーキンググループ座長は、互いに相談の上、会議及び資料を非公開とすることができる。